

2014 年 8 月 28 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

— 工商行政関連 —

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 346 号 ）

国務院、 企業情報の開示で条例を公布 年度報告や特定情報の開示を義務づけ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2014 年 8 月 7 日付で『企業情報開示暫定条例』（国務院令第 654 号、以下『条例』という）を公布しました。『中華人民共和国公司法』（『会社法』）の改正をはじめとする登録資本金登記制度改革の一環で、企業に対して年度報告や特定情報の開示を義務づけており、2014 年 10 月 1 日より施行されます。

□ 企業情報開示制度を導入へ

中国で工商登記管理制度の改革が進展しています。国務院は、2014 年 2 月 7 日付で『登録資本金登記制度改革方案の印刷・配布に関する通達』（国発[2014]7 号、以下『改革方案』という）を公布。払込資本金登記制度から引受資本金登記制度への変更を含む登録資本金登記制度改革方針を示しました。その改革ポイントの一つが、企業年次検査に代わる企業年度報告開示制の実施と、これに伴う『企業信用情報開示システム』の導入です。

従来の企業年次検査は事実上の批准制度とも言え、パスしなければ企業の様々な手続が滞っていたことから、政府による企業の日常経営活動に対する直接干渉が強すぎるとする意見も上がっていました。そのため、国家工商行政管理総局は 2014 年 2 月 14 日付で『企業年次検査業務の停止に関する通達』（工商企字[2014]28 号）を公布。工商行政管理部門による企業年次検査を廃止し、企業年度報告開示制度へと移行することを正式発表しました。これを受けて、上海市工商行政管理局は 2014 年 3 月 3 日付で『中国（上海）自由貿易試験区における企業年度報告開示弁法（試行）』、『中国（上海）自由貿易試験区に



全国企業信用情報開示システム
<http://gsxt.saic.gov.cn/>

おける企業経営異常名簿管理弁法（試行）」の印刷・配布に関する通達』（滬工商管[2014]49号）を公布し、中国（上海）自由貿易試験区において企業年度報告開示制度を先行実施しています¹。

『条例』は「毎年1月1日から6月30日までに、企業信用情報開示システムを通じて工商行政管理部門に前年度の年度報告を送付し、社会に開示しなければならない」（第8条）とし、年度報告の内容を定めています。また、特定情報の即時開示も規定しており、引受・払込の出資額・出資時期・出資方式、持分変更、行政許可の取得等の情報を発生から20営業日以内にシステムを通じて報告・開示するよう企業に求めています（第10条）

企業は、開示情報の真実性と適時性に責任を負わなければなりません（第11条）。『条例』は、個人や法人が虚偽情報の開示を発見した場合、工商行政管理部門に通報することができ、工商行政管理部門は通報を受けた日から20営業日以内に確認・処理を行わなければならないと規定しています（第13条）。

企業情報開示制度の導入は、工商行政当局による市場管理方式の変革でもあります。国家工商行政管理総局の張茅局長は記者会見で、「企業情報開示制度の実施は、主に行政審査・批准に依拠した企業の管理から、透明で誠実な市場秩序の構築により多くを依拠した企業の規範化への転換であり、政府による事中・事後監督管理の重要な改革措置である」とコメントしています。『条例』は実際の監督管理について、工商行政管理部門が企業開示情報の抜取検査を行うことを明記しています（第14条）。張茅局長は人民日報のインタビューに対し、「3～5%を下回らない比率に基づき」抜取を行う方針を明らかにしています。

【図表】システムを通じた企業情報の報告・開示内容

工商行政管理部門が開示する企業情報	✓ 登録登記、届出情報 ✓ 動産抵当の登記情報 ✓ 持分質権設定の登記情報 ✓ 行政処罰情報 ✓ 法に基づき開示しなければならないその他の情報
その他の政府部門が開示する企業情報	✓ 行政許可の付与・変更・継続情報 ✓ 行政処罰情報 ✓ 法に基づき開示しなければならないその他の情報
企業年度報告の内容	【以下の項目の開示は義務】 ✓ 企業の連絡住所、郵便番号、連絡電話、電子メール等の情報 ✓ 企業の開業・廃業・清算等の情報 ✓ 企業による新規企業の投資設立、持分購入の情報 ✓ 株主・発起人が引受・払込した出資額、出資時期、出資方式等の情報 ✓ 持分譲渡等の持分変更情報 ✓ 企業のウェブサイト、ネットショップの名称・アドレス等の情報 【以下の項目の開示は任意】 ✓ 企業の従業員数、資産総額、負債総額、対外提供している保証・担保、所有者権益の合計、営業総収入、主要業務の収入、利潤総額、純利益、納税総額等の情報
企業が発生後20営業日以内に開示しなければならない情報	✓ 株主・発起人が引受・払込した出資額、出資時期、出資方式等の情報 ✓ 持分譲渡等の持分変更情報 ✓ 行政許可の取得・変更・更新情報 ✓ 知的財産権の質権設定の登記情報 ✓ 行政処罰を受けた情報 ✓ その他の法に基づき開示しなければならない情報

（『条例』に基づき、中国アドバイザー部作成）

¹ 中国（上海）自由貿易試験区における企業年度報告開示制度の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第313号をご参照ください。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.313.pdf

□ 市場信用メカニズムの構築を図る

登録資本金登記制度改革のもう一つのポイントは、市場信用メカニズムの構築です。『改革方案』はこの点について、「経営異常名簿」と「重大な違法企業リスト（ブラックリスト）」の導入を掲げています。

企業は企業信用情報開示システムを通じて株主（発起人）の出資金払込状況を含む年度報告を工商行政管理部門に提出しなければならず、規定の期限内に年度報告を開示しない企業はシステム上の「経営異常名簿」に記載され、さらに開示義務を3年間履行しなかった企業は「重大な違法企業リスト（ブラックリスト）」にも組み入れられます（『改革方案』第2条第2項）。名簿・リストの一般公開により掲載企業のレピュテーション（評判）が損なわれることや、政府各部門が名簿・リスト掲載企業に対して一定の制限措置を設けることで、「1カ所で違法行為があれば、（経営・業務の）至る所で制限を受ける」信用制約メカニズムを構築する考えです（第3条第2項）。

『条例』によると、工商行政管理部門は、①企業が『条例』の規定する期限に基づき年度報告を開示しなかった（または工商行政管理部門の命じた期限に基づき関連企業情報を開示しなかった）場合、あるいは②企業の開示情報が真実の状況を偽り、粉飾した場合、企業を「経営異常名簿」に記載し、企業信用情報開示システムを通じて公開します（第17条）。さらに、企業が3年にわたって開示義務を履行しなかった場合、「重大な違法企業リスト」に記載します。「重大な違法企業リスト」に記載された企業の法定代表者（責任者）は、3年以内に他社の法定代表者（責任者）となることができなくなります。

これと同時に、『条例』は地方政府に健全な信用制約メカニズムの構築を求めています（第18条）。「経営異常名簿」や「重大な違法企業リスト」に記載された企業は、政府の調達、工事の入札、国有地の払下等の面で一定の制限を課されたり、排除されたりする可能性があります。

＊

『条例』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および10ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国务院 令第 654 号

『企業情報開示暫定条例』は、2014 年 7 月 23 日の国务院第 57 回常务会议で可決した。ここに公布し、2014 年 10 月 1 日より施行する。

総理 李克強
2014 年 8 月 7 日

企業情報開示暫定条例

- 第1条** 公平な競争を保障し、企業の誠実・自律を促進し、企業情報の開示を規範化し、企業への信用制約を強化し、取引の安全を維持し、政府の監督管理の効率を向上させ、社会の監督を拡大するため、本条例を制定する。
- 第2条** 本条例がいう企業情報とは、工商行政管理部门で登記した企業が生産経営活動従事の過程において形成した情報、ならびに政府部門が職責履行の過程において発生した企業の状況を反映できる情報を指す。
- 第3条** 企業情報の開示は、真実、適時でなければならない。公示する企業情報が国家の秘密、国家の安全もしくは社会公共の利益に係わる場合、秘密保持を主管する行政管理部门もしくは国家安全機関に報告して批准されなければならない。県級以上の地方人民政府の関連部門が開示する企業情報が企業の商業秘密もしくは個人のプライバシーに係わる場合、上級主管部門に報告して批准されなければならない。
- 第4条** 省、自治区、直轄市の人民政府は、当該行政区域の企業情報開示業務を指導し、国家社会信用情報プラットフォーム建設の総体要求に基づき、当該行政区域の企業信用情報開示システムの建設を推し進める。
- 第5条** 国务院工商行政管理部门は、企業情報開示業務を推進、監督し、企業信用情報開示システムの建設を組織する。国务院のその他の部門は、本条例の規定に基づき企業情報開示関連業務を適切に遂行する。

県級以上の地方人民政府の関連部門は、本条例の規定に基づき企業情報開示業務を適切に遂行する。

第6条 工商行政管理部門は、企業信用情報開示システムを通じて、それが職責の履行過程において発生した以下の企業情報を開示しなければならない。

- (1) 登録登記、届出情報、
- (2) 動産抵当の登記情報、
- (3) 持分質権設定の登記情報、
- (4) 行政処罰情報、
- (5) 法に基づき開示しなければならないその他の情報。

前項が規定する企業情報は、発生の日より 20 営業日以内に開示しなければならない。

第7条 工商行政管理部門以外のその他の政府部門（以下「その他の政府部門」という）は、それが職責の履行過程において発生した以下の企業情報を開示しなければならない。

- (1) 行政許可の付与、変更、継続情報、
- (2) 行政処罰情報、
- (3) 法に基づき開示しなければならないその他の情報。

その他の政府部門は、企業信用情報開示システムを通じて、またはその他のシステムを通じて前項が規定する企業情報を開示することができる。工商行政管理部門及びその他の政府部門は、国家社会信用情報プラットフォーム建設の総体要求に基づき、企業情報の相互連絡・共有を実現しなければならない。

第8条 企業は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までに、企業信用情報開示システムを通じて工商行政管理部門に前年度の年度報告を送付し、社会に開示しなければならない。

当年に設立登記した企業は、翌年から年度報告を送付ならびに開示する。

第9条 企業年度報告の内容は、以下を含む。

- (1) 企業の連絡住所、郵便番号、連絡電話、電子メールアドレス等の情報、
- (2) 企業の開業、廃業、清算等の継続状態の情報、
- (3) 企業による企業の投資設立、持分購入の情報、
- (4) 企業が有限責任会社もしくは株式会社である場合、その株主もしくは発起人が引受および払込した出資額、出資時期、出資方式等の情報、

- (5) 有限責任会社の株主持分譲渡等の持分変更情報、
- (6) 企業ウェブサイトおよびオンライン経営に従事するインターネットショップの名称、インターネットアドレス等の情報、
- (7) 企業の従業員数、資産総額、負債総額、対外提供している保証・担保、所有者権益の合計、営業総収入、主要業務の収入、利潤総額、純利益、納税総額等の情報。

前項第1項から第6項が規定する情報は、社会に開示しなければならない、第7項が規定する情報は企業が社会に開示するか否かを選択する。

企業の同意を経て、公民、法人もしくはその他の組織は企業が不開示を選択した情報を照会することができる。

第10条 企業は、以下の情報形成の日から20営業日以内に企業信用情報開示システムを通じて社会に開示しなければならない。

- (1) 有限責任会社の株主もしくは株式有限公司の発起人が引受および払込した出資額、出資時期、出資方式等の情報、
- (2) 有限責任会社の株主持分譲渡等の持分変更情報、
- (3) 行政許可の取得、変更、更新情報、
- (4) 知的財産権の質権設定の登記情報、
- (5) 行政処罰を受けた情報、
- (6) その他の法に基づき開示しなければならない情報。

工商行政管理部门は、企業が前項の規定に基づき開示義務を履行していないことを発見した場合、それに期限付きの履行を命令しなければならない。

第11条 政府部門および企業は、それぞれそれが開示した情報の真実性、適時性に対して責任を負わなければならない。

第12条 政府部門は、それが開示した情報が不正確であることを発見した場合、遅滞なく訂正しなければならない。公民、法人もしくはその他の組織は、政府部門が開示した情報が不正確であることを証明する証拠がある場合、当該政府部門に訂正を行うよう要求する権利を有する。

企業は、それが開示した情報が不正確であることを発見した場合、遅滞なく訂正しなければならない。ただし、企業年度報告開示情報の訂正は毎年6月30日までに完成させなければならない。訂正前後の情報は、同時に開示しなければならない。

第13条 公民、法人もしくはその他の組織は、企業が開示した情報が虚偽であることを発見した場合、工商行政管理部門に通報することができ、通報を受けた工商行政管理部門は通報資料を受け取った日から 20 営業日以内に確認を行い、処理を行い、合わせて処理状況を書面で通報者に通知しなければならない。

公民、法人もしくはその他の組織は、本条例の規定に基づき開示する企業情報に対して疑問がある場合、政府部門に照会を申請することができ、照会申請を受け取った政府部門は申請を受け取った日から 20 営業日以内に書面で申請者に回答しなければならない。

第14条 国务院工商行政管理部門および省、自治区、直轄市人民政府の工商行政管理部門は、公平規範の要求に基づき、企業登録番号等のランダム抽選に基づいて、抜取調査する企業を確定し、組織的に企業による情報開示の状況に対して検査を行う。

工商行政管理部門による企業開示情報の抜取調査は、書面検査、実地確認、オンラインモニタリング等の方式を採用することができる。工商行政管理部門による企業開示情報の抜取調査は、会計士事務所、税理士事務所、法律事務所等の専門機構に委託して関連業務を展開し、合わせて法に基づきその他の政府部門が下した検査、確認結果もしくは専門機構が下した専門的な結論を利用することができる。

抜取検査結果は、工商行政管理部門が企業信用情報開示システムを通じて社会に開示する。

第15条 工商行政管理部門が企業の開示した情報に対して法に基づき展開する抜取検査もしくは通報に基づき行う確認について、企業は協力し、質問・調査を受け、事実どおりに状況を反映し、関連資料を提供しなければならない。

協力しない情状が深刻な企業に対し、工商行政管理部門は企業信用情報開示システムを通じて開示しなければならない。

第16条 いかなる公民、法人もしくはその他の組織も、開示された企業情報を違法に修正してはならず、企業情報を違法に獲得してはならない。

第17条 以下のいずれかの状況がある場合、県級以上の工商行政管理部門が経営異常名簿に組み入れ、企業信用情報開示システムを通じて社会に開示し、それが開示義務を履行するよう注意喚起する。情状が深刻な場合、関連主管部門が関連法律、行政法規の規定に基づき行政処罰を与える。他人に損失をもたらした場合、法に基づき賠償責任を引き受ける。犯罪を構成した場合、法に

基づき刑事責任を追及する。

- (1) 企業が本条例の規定する期限に基づき年度報告を開示しなかった、または工商行政管理部门の命令した期限に基づき関連企業情報を開示しなかった場合、
- (2) 企業の開示情報が真実の状況を欺瞞し、粉飾した場合。

経営異常名簿に組み入れられた企業が本条例の規定に基づき開示義務を履行した場合、県級以上の工商行政管理部门が経営異常名簿から移動させる。3年間、本条例の規定に基づき開示義務を履行しなかった場合、国务院工商行政管理部门もしくは省、自治区、直辖市人民政府の工商行政管理部门が重大な違法企業リストに組み入れ、合わせて企業信用情報開示システムを通じて社会に開示する。重大な違法企業リストに組み入れられた企業の法定代表者、責任者は、3年以内にその他の企業の法定代表者、責任者を担当してはならない。

企業は、重大な違法企業リストに組み入れられた日から5年間、第1項が規定する状況が再発しなかった場合、国务院工商行政管理部门もしくは省、自治区、直辖市人民政府の工商行政管理部门が重大な違法企業リストから移動させる。

第18条 県級以上の地方人民政府及びその関連部門は、健全な信用制約メカニズムを構築し、政府の調達、工事の入札、国有地の払下、荣誉称号の授与等の業務において、企業情報を重要な考慮要素とし、経営異常名簿もしくは重大な違法企業リストに組み入れられた企業に対して法に基づき制限もしくは参入禁止を行う。

第19条 政府部門が本条例の規定に基づき職責を履行しなかった場合、監察機関、上級政府部門が是正を命令する。情状が重大な場合、責任を負う主管人員及びその他の直接責任人員に対して法に基づき処分を与える。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第20条 開示された企業情報を違法に修正した、または企業情報を違法に獲得した場合、関連法律、行政法规の規定に基づき法律責任を追及する。

第21条 公民、法人もしくはその他の組織は、政府部門が企業情報開示業務における具体的な行政行為においてその合法的な権益を侵害したと認識した場合、法に基づき行政再審を申請または行政訴訟を提起することができる。

第22条 企業による本条例の規定に基づく情報の開示は、それがその他の関連法律、行政法规の規定に基づき情報開示の義務を免除しない。

第23条 法律、法規が授権する公共事務管理の職能を有する組織が開示する企業情報は、本条例の政府部門による企業情報の開示に関する規定を適用する。

第24条 国務院工商行政管理部門は、企業信用情報開示システムの技術規範の制定に責任を負う。

個人工商業者、農民專業合作社の情報開示の具体的な方法は、国務院工商行政管理部門が別途制定する。

第25条 本条例は、2014 年 10 月 1 日より施行する。

(中国語原文)

国务院 令 第 654 号

《企业信息公示暂行条例》已经 2014 年 7 月 23 日国务院第 57 次常务会议通过，现予公布，自 2014 年 10 月 1 日起施行。

总理 李克强
2014 年 8 月 7 日

企业信息公示暂行条例

第一条 为了保障公平竞争，促进企业诚信自律，规范企业信息公示，强化企业信用约束，维护交易安全，提高政府监管效能，扩大社会监督，制定本条例。

第二条 本条例所称企业信息，是指在工商行政管理部门登记的企业从事生产经营活动过程中形成的信息，以及政府部门在履行职责过程中产生的能够反映企业状况的信息。

第三条 企业信息公示应当真实、及时。公示的企业信息涉及国家秘密、国家安全或者社会公共利益的，应当报请主管的保密行政管理部门或者国家安全机关批准。县级以上地方人民政府有关部门公示的企业信息涉及企业商业秘密或者个人隐私的，应当报请上级主管部门批准。

第四条 省、自治区、直辖市人民政府领导本行政区域的企业信息公示工作，按照国家社会信用信息平台建设的总体要求，推动本行政区域企业信用信息公示系统的建设。

第五条 国务院工商行政管理部门推进、监督企业信息公示工作，组织企业信用信息公示系统的建设。国务院其他有关部门依照本条例规定做好企业信息公示相关工作。

县级以上地方人民政府有关部门依照本条例规定做好企业信息公示工作。

第六条 工商行政管理部门应当通过企业信用信息公示系统，公示其在履行职责过程中产生的下列企业信息：

- (一) 注册登记、备案信息；
- (二) 动产抵押登记信息；
- (三) 股权出质登记信息；

- (四) 行政处罚信息;
- (五) 其他依法应当公示的信息。

前款规定的企业信息应当自产生之日起 20 个工作日内予以公示。

第七条 工商行政管理部门以外的其他政府部门（以下简称其他政府部门）应当公示其在履行职责过程中产生的下列企业信息：

- (一) 行政许可准予、变更、延续信息；
- (二) 行政处罚信息；
- (三) 其他依法应当公示的信息。

其他政府部门可以通过企业信用信息公示系统，也可以通过其他系统公示前款规定的企业信息。工商行政管理部门和其他政府部门应当按照国家社会信用信息平台建设的总体要求，实现企业信息的互联共享。

第八条 企业应当于每年 1 月 1 日至 6 月 30 日，通过企业信用信息公示系统向工商行政管理部门报送上一年度年度报告，并向社会公示。

当年设立登记的企业，自下一年起报送并公示年度报告。

第九条 企业年度报告内容包括：

- (一) 企业通信地址、邮政编码、联系电话、电子邮箱等信息；
- (二) 企业开业、歇业、清算等存续状态信息；
- (三) 企业投资设立企业、购买股权信息；
- (四) 企业为有限责任公司或者股份有限公司的，其股东或者发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息；
- (五) 有限责任公司股东股权转让等股权变更信息；
- (六) 企业网站以及从事网络经营的网店的名称、网址等信息；
- (七) 企业从业人数、资产总额、负债总额、对外提供保证担保、所有者权益合计、营业总收入、主营业务收入、利润总额、净利润、纳税总额信息。

前款第一项至第六项规定的信息应当向社会公示，第七项规定的信息由企业选择是否向社会公示。

经企业同意，公民、法人或者其他组织可以查询企业选择不公示的信息。

第十条 企业应当自下列信息形成之日起 20 个工作日内通过企业信用信息公示系统向社会公示：

- （一）有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息；
- （二）有限责任公司股东股权转让等股权变更信息；
- （三）行政许可取得、变更、延续信息；
- （四）知识产权出质登记信息；
- （五）受到行政处罚的信息；
- （六）其他依法应当公示的信息。

工商行政管理部门发现企业未依照前款规定履行公示义务的，应当责令其限期履行。

第十一条 政府部门和企业分别对其公示信息的真实性、及时性负责。

第十二条 政府部门发现其公示的信息不准确的，应当及时更正。公民、法人或者其他组织有证据证明政府部门公示的信息不准确的，有权要求该政府部门予以更正。

企业发现其公示的信息不准确的，应当及时更正；但是，企业年度报告公示信息的更正应当在每年 6 月 30 日之前完成。更正前后的信息应当同时公示。

第十三条 公民、法人或者其他组织发现企业公示的信息虚假的，可以向工商行政管理部门举报，接到举报的工商行政管理部门应当自接到举报材料之日起 20 个工作日内进行核查，予以处理，并将处理情况书面告知举报人。

公民、法人或者其他组织对依照本条例规定公示的企业信息有疑问的，可以向政府部门申请查询，收到查询申请的政府部门应当自收到申请之日起 20 个工作日内书面答复申请人。

第十四条 国务院工商行政管理部门和省、自治区、直辖市人民政府工商行政管理部门应当按照公平规范的要求，根据企业注册号等随机摇号，确定抽查的企业，组织对企业公示信息的情况进行检查。

工商行政管理部门抽查企业公示的信息，可以采取书面检查、实地核查、网络监测等方式。工商行政管理部门抽查企业公示的信息，可以委托会计师事务所、税务师事务所、律师事务所等专业机构开展相关工作，并依法利用其他政府部门作出的检查、核查结果或者专业机构

作出的专业结论。

抽查结果由工商行政管理部门通过企业信用信息公示系统向社会公布。

第十五条 工商行政管理部门对企业公示的信息依法开展抽查或者根据举报进行核查，企业应当配合，接受询问调查，如实反映情况，提供相关材料。

对不予配合情节严重的企业，工商行政管理部门应当通过企业信用信息公示系统公示。

第十六条 任何公民、法人或者其他组织不得非法修改公示的企业信息，不得非法获取企业信息。

第十七条 有下列情形之一的，由县级以上工商行政管理部门列入经营异常名录，通过企业信用信息公示系统向社会公示，提醒其履行公示义务；情节严重的，由有关主管部门依照有关法律、行政法规规定给予行政处罚；造成他人损失的，依法承担赔偿责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

- （一）企业未按照本条例规定的期限公示年度报告或者未按照工商行政管理部门责令的期限公示有关企业信息的；
- （二）企业公示信息隐瞒真实情况、弄虚作假的。

被列入经营异常名录的企业依照本条例规定履行公示义务的，由县级以上工商行政管理部门移出经营异常名录；满3年未依照本条例规定履行公示义务的，由国务院工商行政管理部门或者省、自治区、直辖市人民政府工商行政管理部门列入严重违法企业名单，并通过企业信用信息公示系统向社会公示。被列入严重违法企业名单的企业的法定代表人、负责人，3年内不得担任其他企业的法定代表人、负责人。

企业自被列入严重违法企业名单之日起满5年未再发生第一款规定情形的，由国务院工商行政管理部门或者省、自治区、直辖市人民政府工商行政管理部门移出严重违法企业名单。

第十八条 县级以上地方人民政府及其有关部门应当建立健全信用约束机制，在政府采购、工程招投标、国有土地出让、授予荣誉称号等工作中，将企业信息作为重要考量因素，对被列入经营异常名录或者严重违法企业名单的企业依法予以限制或者禁入。

第十九条 政府部门未依照本条例规定履行职责的，由监察机关、上一级政府部门责令改正；情节严重的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十条 非法修改公示的企业信息，或者非法获取企业信息的，依照有关法律、行政法规规定追究法律责任。

第二十一条 公民、法人或者其他组织认为政府部门在企业信息公示工作中的具体行政行为侵犯其合法权益的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第二十二条 企业依照本条例规定公示信息，不免除其依照其他有关法律、行政法规规定公示信息的义务。

第二十三条 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织公示企业信息适用本条例关于政府部门公示企业信息的规定。

第二十四条 国务院工商行政管理部门负责制定企业信用信息公示系统的技术规范。

个体工商户、农民专业合作社信息公示的具体办法由国务院工商行政管理部门另行制定。

第二十五条 本条例自 2014 年 10 月 1 日起施行。